

第3章 手 当

○印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の地域手当の支給に関する規則

平成14年3月22日
規 則 第 8 号

改正 平成18年3月31日規則第6号

(端数計算)

第1条 印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例(平成14年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第4号)第10条第1項の規定による地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を持って当該地域手当の月額とする。同条例第26条第4項及び第5項(同条例第29条第4項において準用する場合を含む。)並びに第29条第3項に規定する地域手当の月額に1円未満の端数があるときも同様とする。

(補則)

第2条 この規則に定めるもののほか、地域手当に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。